

守口市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の概要

指針策定の背景

・農業委員会等に関する法律の改正（平成28年4月）

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）により農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「農業委員会法」といいます。）が改正され、農地等の利用の最適化の推進（①遊休農地の発生防止・解消、②担い手への農地利用の集積・集約化、③新規参入の促進による農地等の利用の効率化及び高度化の促進）が農業委員会の必須事務となりました（法第6条第2項）。また、農地等の利用の最適化の推進の公正な実施のため、農地等の利用の最適化の推進に関する指針（以下「本指針」といいます。）の策定が努力義務となりました。

・農業委員会法の改正（令和5年4月）

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）により農業委員会法が改正され、本指針の策定が義務化されました。

本指針の策定

本指針の基本的な考え方

・概要

本指針は、都市農地が住宅地に点在しており、市内農家についても小規模農家が多く、高齢化に伴う継承者不足により農地の遊休化・宅地化が課題である現状から、地域の実態に応じた取組を推進し、都市農業の多様な機能を発揮するための具体的な目標、推進方法及び目標の達成状況に対する評価方法を定めるものです。

・検証や見直し

都市農業・都市農地が中心となることから令和2年10月に守口市が策定した「守口市都市農業振興基本計画」と整合を図りながら策定するもので、農業委員会委員の改選期である3年ごとや必要に応じて検証・見直しを行うものです。

・単年度の活動方針

「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知。以下「局長通知」という。令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知。以下「課長通知」という。）を参考にして実施します。

指針の内容

○遊休農地の発生防止

現状、市内の遊休農地は0haのため、現状維持を目標とし、そのために、次の取組を行います。

- (1) 農地パトロール
- (2) 重点農地パトロール（利用状況調査）
- (3) 利用意向調査（必要に応じて実施）

○守口市と連携した都市農業の多面的機能の発揮

（1）生産緑地制度

生産緑地地区の指定を受けた農地では、営農義務が課され、開発行為等の制限を受ける代わりに各種の税制優遇措置を受けることが可能であり、生産緑地の確保は農地の保全につながります。そのため、相続発生時などに相続税納税猶予制度、また、都市農地の貸借の円滑化に関する法律による貸借や市民農園による活用方法を紹介することで農地の保全を図ります。

（2）防災協力農地

都市農地の持つ防災機能を発揮し、災害発生時に避難空間、復旧用資機材置場、支援物資等集積場、応急仮設住宅建設用地等として活用できる農地をあらかじめ登録する制度です。当該登録農地内の農業用水確保用井戸の新設又は改修に対して助成する守口市防災協力農地保全・整備事業補助金を農業委員会だよりなどにより周知することで、防災協力農地登録制度の活用、ひいては、農地の保全を図ります。

（3）地域住民の都市農業への理解の促進

次の取組について重点農地パトロールを通じた農業委員会委員での共有による各地区農家への共有や、各種イベント周知への協力をを行い、地域住民の都市農業への理解の促進を図ります。

・伝統野菜の継承

「なにわの伝統野菜」の認証を受けた世界一長い守口大根があります。守口市は、守口大根の栽培体験や守口大根長さコンクール等のイベントを実施し、都市農業への理解の促進を図っています。

・地産地消・食育の推進

守口市や市内農家団体等が朝市や学校給食への食材提供事業、農業体験事業、農産物品評会等を実施し、地産地消や食育の推進を都市農業への理解の促進を図っています。